

石川県省エネ設備等導入支援事業費 補助金 Q&A

令和 8 年 3 月 1 1 日版

※随時項目を追加していく予定ですので、更新日付にご注意ください。

<目次>

【1 総論】

- Q1.補助金の流れについて教えてください。
- Q2.国など他の補助金と併用することはできますか。
- Q3. 1 事業者につき申請は 1 回のみですか。
- Q4.採択は先着順ですか。
- Q5.早く申請すれば採択が早まることはありますか。
- Q6.事業を実施して良いのはいつからですか。
- Q7.補助金の支払はいつですか。
- Q8. 2 次公募はありますか。

【2 補助対象要件について】

- Q1.社会福祉法人や医療法人、宗教法人は対象になりますか。
- Q2.株式会社の形態で営業している医療・福祉関連事業者・農業者は対象になりますか。
- Q3.本社は石川県外にありますが、対象となりますか。
- Q4.いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO（以下、事業者版環境 ISO）の登録や省エネ診断の受診が申請時点で完了していませんが、対象となりますか。
- Q5.事業者版環境 ISO の登録と省エネ診断の受診は両方行う必要がありますか。
- Q6.省エネ診断を設備単位のプランで受診していますが、対象となりますか。
- Q7.事業計画書で選択した申請要件（事業者版環境 ISO の登録申請または省エネ診断の受診）の変更は可能か。

【3 補助対象事業・経費について】

- Q1.●●（設備など）は対象となりますか。
- Q2.新しく導入する設備も対象になりますか。
- Q3.中古品の購入は対象となりますか。
- Q4.リース費用は対象となりますか。
- Q5.現在省エネ化工事をしているが対象となりますか。
- Q6.店舗兼住宅に設備を導入する場合は対象となりますか。
- Q7.空調設備や LED 照明は単価が 100 万円以上である必要がありますか。
- Q8.納品や支払が事業実施期間内に間に合わないが、対象となりますか。
- Q9.断熱工事だけで申請できますか。

【4 事業計画書について】

- Q1.炭素生産性とは何ですか。
- Q2.炭素生産性に具体的な数値目標はありますか。

Q3.計画書の自由記述欄に何を書けば良いかわかりません。

Q4.記載のポイントを教えてください。

【5 申請について】

Q1.申請はどのように行いますか。

Q2.G ビス ID とは何ですか。

Q3.J グランツでの申請ができない場合はどうしたら良いですか。

【6 いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO・簡易診断・省エネ診断について】

Q1.事業者版環境 ISO の制度概要や登録の流れを教えてください。

Q2.事業者版環境 ISO の登録申請から登録証の交付までどれくらいの期間を要しますか。

Q3.事業者版環境 ISO や簡易診断シートの書き方がわかりません。

Q4.省エネ診断とはどのようなものですか。

【7 J-クレジットプロジェクトについて】

Q1.J-クレジットとは何ですか。

Q2.この補助金に応募する際は必ず J-クレジットプロジェクトに参加しないといけないのですか。

Q3.空調設備を導入する場合は、計測器をセットで導入する必要がありますか。

Q4.J-クレジットプロジェクトに参加することで権利を手放すことになりませんか。損はしませんか。

Q5.「対象設備の年電気使用量等について、8年間毎年報告を求める」とありますが、なぜ8年間なのですか。報告はどのような内容になりますか。

Q6. 石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金の申請とは別に、過去に導入した設備について、J-クレジットプロジェクトに参加することは可能ですか。

【1 総論】

Q1.補助金の流れについて教えてください。

A1.4/17 までに申請→審査→6 月上旬採択案内・交付決定→2/12 までに事業実施→事業終了後 2 週間以内もしくは 2/12（いずれか早い方）までに実績報告書を提出→検査・額の確定→請求書の提出→補助金の支払という流れとなります。

Q2.国など他の補助金と併用することはできますか。

A2.同じ事業・設備に対しては併用不可です。

Q3.1 事業者につき申請は 1 回のみですか。

A3.1 事業者につき申請は 1 回のみです。設備導入の事業を複数実施する場合は、まとめて申請してください。

Q4.採択は先着順ですか。

A4.先着順ではありません。4/17 の公募締め切り後、一括で審査と採択可否の通知を行います。なお、採択結果内容についての問い合わせには応じられません。

Q5.早く申請すれば採択が早まることはありますか。

A5.提出の早さは採択時期に関係しません。

Q6.事業を実施して良いのはいつからですか。

A6.交付決定日以降に可能です。交付決定日以前の発注・契約・支払に関しては補助対象外です。なお、見積書に関しては申請時に必要であることから、交付決定日前の日付でも問題ございません。

Q7.補助金の支払はいつですか。

A7.補助事業完了後に、実績報告書の提出により適切な執行を確認後、全額精算払いとなります。（前払いは行いませんので、資金計画にはご注意ください。）

Q8.2 次公募はありますか。

A8.未定です。

【2 補助対象要件について】

Q1.社会福祉法人や医療法人、宗教法人は対象になりますか。

A1.対象外です。

Q2.株式会社の形態で営業している医療・福祉関連事業者・農業者は対象になりますか。

A2.会社法に定める営利法人（株式会社など）の形態であれば対象となります。【関連2-Q1】

Q3.本社は石川県外にありますが、対象となりますか。

A3.石川県内に設置した事業所で補助事業を実施する場合は対象となります。

Q4.いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO（以下、事業者版環境 ISO）の登録や省エネ診断の受診が申請時点で完了していませんが、対象となりますか。

A4.要件に関する誓約書を提出することで、申請時の要件を満たすことができます。ただし、この場合にあっては、補助事業の実施期間内に、事業者版環境 ISO の登録証の交付を受ける、又は省エネ診断を受診する必要があります。補助事業の実績報告書の提出時点において、事業者版環境 ISO の登録証又は省エネ診断の診断報告書を添付できない場合は、補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。

Q5.事業者版環境 ISO の登録と省エネ診断の受診は両方行う必要がありますか。

A5.事業者版環境 ISO の登録または省エネ診断の受診のいずれかで差し支えありません。

Q6.省エネ診断を設備単位のプランで受診していますが、対象となりますか。

A6.全社または設備を導入する拠点単位で受診する必要があります。

Q7.事業計画書で選択した申請要件（事業者版環境 ISO の登録申請または省エネ診断の受診）の変更は可能か。

A7.補助事業の実績報告書の提出時において、申請時に選択したものと変更があっても差し支えありません。

【3 補助対象事業・経費について】

Q1.●●（設備など）は対象となりますか。

A1.特定の設備によって対象となる／ならないの判断はしません。省エネ効果、炭素生産性の向上を図ることのできる設備が対象となります。

Q2.新しく導入する設備も対象になりますか。

A2.対象となります。

Q3.中古品の購入は対象となりますか。

A3.対象外です。

Q4.リース費用は対象となりますか。

A4.対象外です。

Q5.現在省エネ化工事をしているが対象となりますか。

A5.申請時に既に発注・契約・実施している事業は対象外です。

Q6.店舗兼住宅に設備を導入する場合は対象となりますか。

A6.導入する設備が固定資産台帳等に掲載されているなど、明確に事業用として区分されているものについてはその範囲について対象となります。

Q7.空調設備や LED 照明は単価が 100 万円以上である必要がありますか。

A7.付帯工事含めた施工一式で 100 万円以上であれば対象となります。2 万円の同一製品を 50 個入れるといった場合も対象です。対象外になるのは設備単位で 100 万円に満たない場合です。(LED で 70 万円、エアコンで 70 万円の計 140 万円といったもの)

Q8.納品や支払が事業実施期間内に間に合わないが、対象となりますか。

A8.対象外です。納品、支払共に事業実施期間内に行う必要があります。

Q9.断熱工事だけで申請できますか。

A9.空調設備とのセットの場合に限り申請可能です。

【 4 事業計画書について】

Q1.炭素生産性とは何ですか。

A1.企業が「一定の CO2 排出量でどれだけ経済的価値を生み出したか」を付加価値額÷エネルギー起源 CO2 排出量で示す指標です。

Q2.炭素生産性に具体的な数値目標はありますか。

A2.炭素生産性が向上する取組 (CO2 排出量の削減、付加価値額を増加させる取組)であれば、具体的な数値目標の設定はありません。ただし、審査基準の一つに炭素生産性の向上を掲げていることから、数値が高ければ評価は高くなります。なお、炭素生産性が変わらない、もしくは下がる取組は補助対象外となります。

Q3.計画書の自由記述欄に何を書けば良いかわかりません。

A3.HP 上に記載例が載っていますので、そちらを参考に詳細に記載ください。審査する側が内容について理解できるようにお願いいたします。

Q4.記載のポイントを教えてください。

A4.審査基準に炭素生産性や内容の客観性を求めて記載例にあるとおり、今回の設備導入によりどの程度 CO2 排出量が下がるか、付加価値が上がるかについて、エビデンス等を提示しながら論理的に記載されていることや、申請書内の数字に齟齬がないことが重要です。審査する側が内容について理解できるようにお願いいたします。

【5 申請について】

Q1.申請はどのように行いますか。

A1.原則【jGrants（J グランツ）】（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）で受け付けております。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXQSMA5>

Q2.G ビス ID とは何ですか。

A2.デジタル庁が提供している、1 つの ID・パスワードで複数の行政サービスにログインできる、事業者向け（法人・個人事業主）の共通認証システムです。

補助金申請にあたっては、プライムアカウントが必要です。

詳細は以下よりご確認ください。

https://pr.gbiz-id.go.jp/?utm_source=gbizid&utm_medium=button&utm_campaign=fv_button_lp_202505

Q3.J グランツでの申請ができない場合はどうしたら良いですか。

A3.事務局までお電話ください。

【6 いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO・簡易診断・省エネ診断について】

Q1.事業者版環境 ISO の制度概要や登録の流れを教えてください。

A1.県内の企業や団体が、自主的かつ簡易に環境保全活動に取り組み、PDCA を実践するための環境マネジメントシステム（登録制度）です。

経費の削減や業務効率の改善、顧客や取引先からの信頼性向上（県の入札加点、ロゴマークの利用）、少ない経費（2年毎に1万円の登録手数料）で手軽に実践できるなどのメリットがあります。

申請に必要な項目を入力することで「二酸化炭素排出量 可視化シート」のグラフ等に自動で反映され、自社のエネルギー使用量の推移を確認したり、月次で比較・検証したりすることができます。

（いしかわ事業者版環境 ISO について）

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/iso_business/index.html

<新規登録の主な流れ>

- (1) 登録申請書と環境行動計画書等の作成
- (2) 審査機関（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議）へ提出
- (3) 県から登録証を交付

※申請書提出から審査を経て、登録証交付まで2か月半程度（書類に不備の無い場合）
（登録方法について）

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/iso_business/registration.html

登録にあたっては、上記ページに掲出されているガイドライン等をご覧ください。

Q2.事業者版環境 ISO の登録申請から登録証の交付までどれくらいの期間を要しますか。

A2.書類に不備の無い場合であれば、2か月半程度です。新規に事業者版環境 ISO に登録することにより要件を満たそうとする場合には、補助金申請時に「申請要件に関する誓約書」の提出が必要です。【関連 2-Q4】

Q3.事業者版環境 ISO や簡易診断シートの書き方がわかりません。

A3.登録にあたっては、下記ページに掲出されているガイドライン等をご覧ください。

記載方法や計画の作成例、取組目標の設定例がガイドラインに記載されています。
（登録方法について）

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/iso_business/registration.html

簡易診断シートについては、同ページに掲出されている申請書様式 2 の中にあります。

- ① シート「実績表 2」に対象期間とエネルギー使用量を入力
- ② シート「【共通】事業所の光熱費」にエネルギー種別の光熱費の入力
- ③ シート「設備ごとのシートの入力方法」に記載の入力方法を参考に、対象設備のシートで黄色セルを入力してください。

ここで入力する期間は、補助金の事業計画書「別紙 3」における「申請時直近」と同一にしてください。

入力が完了すると、シート「【結果】簡易診断シート」に反映されますので、申請時にエクセルファイルを添付してください。

Q4.省エネ診断とはどのようなものですか。

A4.国の事業に採択・登録された機関等が、事業所のエネルギー使用を現地調査・分析し、運用改善や設備更新による省エネを定量的に提案する取組です。全社または設備を導入する拠点単位での診断が申請要件となっています。受診方法など、詳細につきましては（一財）省エネルギーセンターや（一社）環境共創イニシアチブにお問い合わせください。

【7 J-クレジットプロジェクトについて】

Q1.J-クレジットとは何ですか。

A1.省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量等（環境価値）を「J-クレジット」として認証し、金銭価値化する国の制度です。県では、未活用の環境価値を県で一括してとりまとめ、J-クレジット化する取組を進めることとしていますので、プロジェクトへの参加にご協力をお願いいたします。詳しくはコチラ（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/j-credit.html>）

Q2.この補助金に応募する際は必ず J-クレジットプロジェクトに参加しないとけないのですか。

A2.以下の4つの設備を導入する場合のみ参加を求めます。

- ①空調設備（計測器等で電気使用量が計測可能なものに限る）
- ②LED 照明設備
- ③ガスボイラ
- ④太陽光発電設備

Q3.空調設備を導入する場合は、計測器をセットで導入する必要がありますか。

A3.石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金の申請にあたっては、計測器の導入は必須ではありません。この場合、「J-クレジットプロジェクトへの参加に関する同意書」において、電気使用量の実績値の計測について「不可能」を選択することになりますが、J-クレジットプロジェクトの対象にはならないだけで、補助金の審査には影響ありません。

Q4.J-クレジットプロジェクトに参加することで権利を手放すことになりませんか。損はしませんか。

A4.プロジェクト参加企業においては、対象設備の導入により生じる環境価値について、県で一括して J-クレジット化し、県民の脱炭素化の取組支援に活用させていただく予定であるため、権利放棄については、お見込みの通りですが、一般に、J-クレジットの認証は、手続きの煩雑さや費用面などの問題から企業単体での申請は難しく、また、申請しなければ、こうした環境価値は活用されることなく埋もれてしまうものであるため、企業において損をするものではありません。

ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における特定排出者及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告における対象者（特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者）については、自社の報告に影響があるため、今回の J-クレジットプロジェクトへの参加に同意いただく必要はないこととしています。

なお、上記に該当しない企業であっても、自社で J-クレジットへの申請を予定している場合は、カーボンニュートラル推進課までお問合せください。

Q5.「対象設備の年電気使用量等について、8年間毎年報告を求める」とありますが、なぜ8年間なのですか。報告はどのような内容になりますか。

A5.J-クレジット制度上、設備導入後、8年間はクレジット認証が可能であるため、8年間の報告をお願いするものです。報告内容については、モニター表示器等で簡易に確認できるものを予定しています。

Q6. 石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金の申請とは別に、過去に導入した設備について、J-クレジットプロジェクトに参加することは可能ですか。

A6.可能です。ただし、J-クレジットプロジェクトへの参加（入会日）から起算して2年以内に設置した設備が対象となりますので、参加を希望する場合は、カーボンニュートラル推進課までお問合せください。